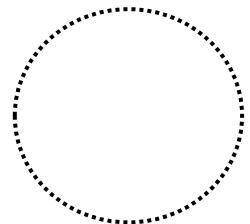


70歳到達による第2号厚生年金被保険者資格喪失届

在職中に70歳に到達したことにより第2号厚生年金被保険者資格を喪失したときの届
(注)70歳到達後も引き続き長期組合員として在職する場合に提出してください。

共済組合受付年月日

所属 共済 組合	共済組合	支部 所属所	組合コード		支部コード	



年金証書記号番号	A - <table border="1"><tr><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>-</td><td></td></tr></table>			-			-									-		
		-			-									-				
個人番号 (または基礎年金番号)	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。																	
70歳に到達した日 (誕生日の前日)	平成 令和 年 月 日																	

上記のとおり、70歳到達により第2号厚生年金被保険者資格を喪失したことを届け出ます。

国家公務員共済組合連合会理事長 殿

令和 年 月 日

【住 所】 〒 —

【電話番号】

【氏 名】

【生年月日】

昭 和 年 月 日

【注意事項】

- この届は、第2号厚生年金被保険者が、在職中に70歳に到達したことにより第2号厚生年金保険の被保険者資格を喪失したときの届です(国家公務員共済組合の長期組合員の資格は喪失しません。)。
- すでに、本来支給の老齢厚生年金を決定済の方は、この届により、70歳までの被保険者期間を基に計算した年金額に改定されます。
- 退職共済年金の受給権者で、本来支給の老齢厚生年金を未決定の方は、この届とあわせて「老齢厚生年金決定請求書(老齢厚生・退職共済年金受給権者用)」を提出してください(用紙は所属の共済組合にあります。)。
- 年金の繰下げ待機中であった方が70歳に到達し、繰下げ支給の退職共済・老齢厚生年金を請求する場合は、この届とあわせて「老齢基礎・厚生 退職共済 年金支給繰下げ請求書」を提出してください(用紙は所属の共済組合にあります。)。
- 70歳に到達した日(誕生日の前日)以前に、第2号厚生年金被保険者資格を喪失する場合は、この届は使用できません。手続き方法については、最終勤務先の共済担当者にご確認ください。